意見広告　次亜塩素酸水の空間除菌解禁!!

ついに次亜塩素酸水の空間噴霧に対する厚労省の見解が変更となりました。10月21日付で、厚労省より通達文が全国都道府県衛生主管局に発信されました。次亜塩素酸水を対象にした今までの「おススメしない」通達文は変更されました。

「空間噴霧をお勧めしないのは吸入により健康影響のおそれのある消毒薬や健康を害する類のものであり、次亜塩素酸水など個別の商品の選択についてはメーカーの取扱説明書や安全性の説明のもとに消費者が自己責任で使う」と変更されました。次亜塩素酸水の空間噴霧は禁止されているのかとのQAにも「個々の製品の使用に当たり、その安全性情報や使用上の注意事項等を守って適切に使用することを妨げるものではありません」と明言されました。

次亜塩素酸水に対する科学的根拠のない風評が流され、この1年間にわたって本来感染対策に大きな効果を持つとされる資材・製品が封じられてきましたがこの通達を以て保健所も正しい指導を行うことができるようになりました。

これから冬の換気が不十分になる時期に向けて風評や保健所の指導で超音波加湿器を止めてしまった企業・自治体や介護施設・保育所などは急いで加湿霧化器を倉庫から出して感染予防を再開することをお勧めします。

「感染対策を資材と方法から考える超党派議員連盟」代表片山さつき議員から山本厚労副大臣に提言書を提出

JFK代表理事メッセージ

一般社団法人次亜塩素酸水溶液普及促進会議　代表理事　越智文雄

■覆った風評

ついに次亜塩素酸水の空間噴霧に対する厚労省の見解が変更となりました。10月21日付で、厚労省より通達が出されてすでに全国の自治体、保健所へも届いています(JFKホームページに掲載)。いままでも決して禁止されていたわけではありませんが、科学に基づかない風評と「お勧めしない」という見解は覆りました。

次亜塩素酸水に対する根拠のない風評が流されこの1年半にわたって本来は感染対策に大きな効果を示したはずの資材・製品が封じられてきましたが、この通達を以って自治体も保健所も企業も正しい判断で感染対策を行う事ができるようになりました。ご尽力いただいた超党派議員連盟、厚労省の皆様に御礼申し上げます。

■いますぐ感染対策を

10月18日から26日にかけて、旭川市内の3つの保育所で乳幼児や職員合わせて106人が下痢などの症状を訴え、12人からノロウイルスが検出されました。ノロウイルスの感染は秋から冬にかけて多く発生し、予防にアルコール消毒は有効ではありません。予防衛生の常識でいまままでもノロウイルスには次亜塩素酸水が有効なため、多くの保育園で活用されてきました。それが昨年からの間違った風評、間違った指導で、それまで使っていた次亜塩素酸水の活用を止め、多くの施設で霧化機を撤去してしまいました。

全国の保育所・学校・介護施設などで次亜塩素酸水の空間噴霧を止めた後にノロウイルスが流行ったり、さらに新型コロナウイルスに感染しクラスターが発生し、遂には死者が出たという事例も現出しています。この風評を一年間以上放置したことの被害者は国民です。

自治体、保健所は次亜塩素酸水に対する今までの指導を見直し、撤去していた加湿器を倉庫から戻し、現場での感染防止に活用してください。企業のコロナ対策責任者はこの冬の空気感染対策として空間除菌を検討して下さい。防災・危機管理担当者は避難民に感染者が紛れ込む前提で避難所マニュアルに次亜塩素酸水噴霧による除菌を検討して下さい。発熱者を隔離してもそのスペースは除菌しないとなりません。ワクチン接種所も学校も介護施設も投票所もいまからでも次亜塩素酸水加湿器を検討して下さい。

ワクチン・検査パスポートに加えて、施設側で空気感染対策をすれば飲食業も観光業も以前のように営業を再開する事が可能になります。成人式も入学式も入社式も夏祭りも安心して開催できます。

JFKでは厚労省HP掲示のポスターにある、「アルコールのようには効かない」、「テーブルをヒタヒタにしなくてはいけない」や「吸い込む恐れがある」などの記載もカットするように求めています。HPに安全性、有効性、海外事例も掲載しているので、ぜひご覧ください。

検索⇒次亜塩素酸水溶液普及促進会議

(一社)次亜塩素酸水溶液普及促進会議では会員メーカーの製品について厳正な検査を行い、ガイドラインに適合した製品にのみ品質認証シールを貼付しています。次亜塩素酸水製品を選択する際にはJFK品質認証シールのあるものからお選びください。

一般社団法人
次亜塩素酸水溶液普及促進会議
Jiaensosansuiyoueki Fukyusokushin Kaig
TEL：011-757-6317
info@jia-jp.net